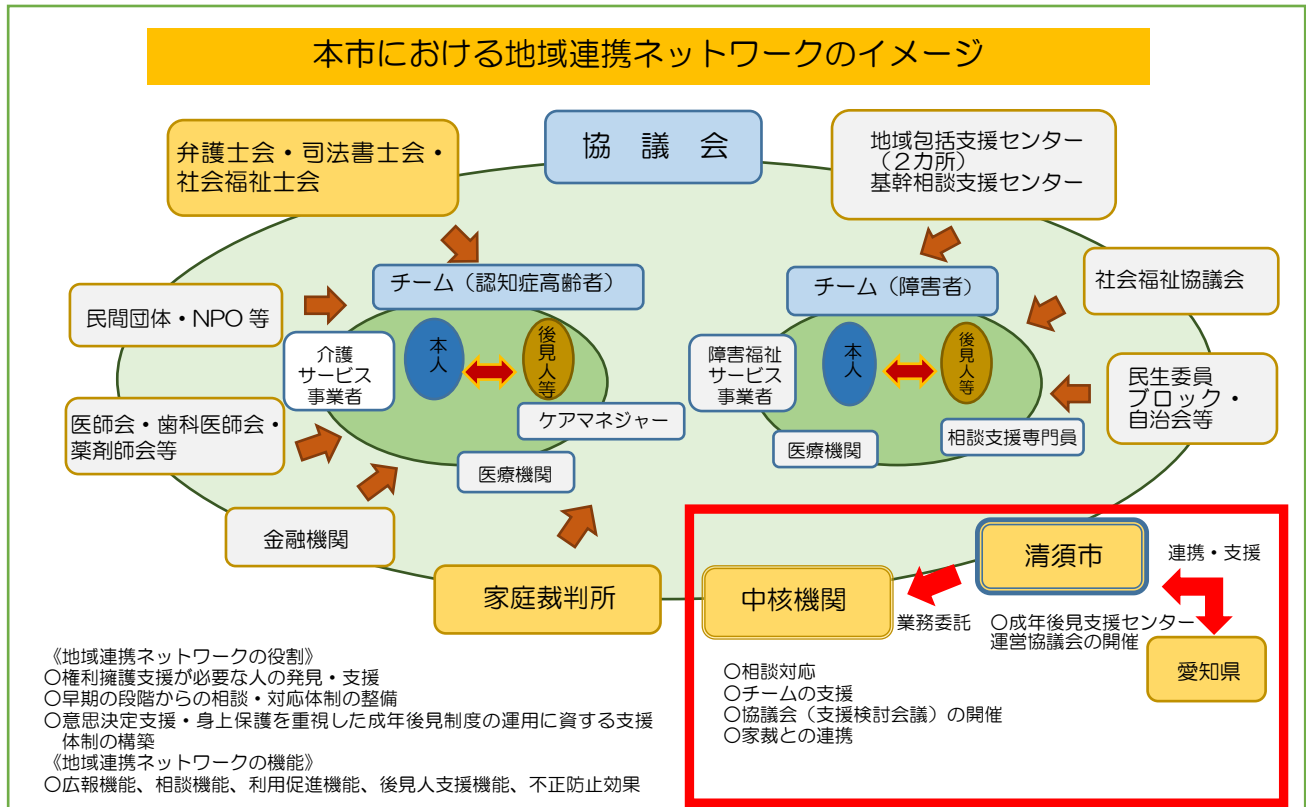


清須市成年後見支援センターの概要等について

1 清須市成年後見支援センターの設置・運営

名称	清須市成年後見支援センター
設置場所	清須市一場古城604番地15 (社会福祉法人清須市社会福祉協議会内)
設置主体	清須市
運営方法	社会福祉法人清須市社会福祉協議会への業務委託
開設日	令和5年6月1日
開設時間	午前8時30分から午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）
支援対象者	原則として清須市に住所を有し、在住する者
事業内容	(1) 広報業務 (2) 相談業務 (3) 成年後見制度利用促進業務 (4) 後見人支援業務・不正防止効果



参考：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画について」

2 清須市成年後見支援センターの事業計画

月	事業項目	事業内容
4月 5月	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所整備、電話設置、PC設定、看板設置 ・様式・備品類の整備 ・業務スケジュール設定、担当者業務分担 <p>パンフレット・チラシ作成、民生委員定例会等でのセンター開設の広報活動、先進地研修参加</p>
清須市成年後見支援センター開設（6月1日）		
6月	広報紙発行	清須市広報6月号、社協だより6月号に掲載
7月以降	出前講座開催	地域の会合、ブロック社協、寿会、心身障害者福祉協会、サロン活動、ボランティア活動などの機会にセンター開設の広報活動
	啓発講演会	市民・関係団体に向けたセンター開設PRイベント

3 清須市成年後見支援センターの業務内容

日常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な電話や窓口における相談対応 ・個別ケースの状況把握のための訪問調査等 ・関係機関との連携、調整 <p>（市・愛知県社会福祉協議会・清須市社会福祉協議会、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・民生委員・介護サービス事業者・障害福祉サービス事業所・医療機関・金融機関・警察・家庭裁判所・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・行政書士会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立支援事務（親族後見等） ・後見人（親族後見人等）への支援
随時業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なケース検討会議 ※随時 ・支援検討会議（後見人の受任者調整）※月1回想定 ・高齢福祉課、社会福祉課との連携会議 ※月1回
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市の主催する成年後見支援センター運営協議会への出席 ・職員の資質向上のための各種研修会への参加

4 清須市成年後見支援センター運営協議会の開催

<p>《協議会概要》</p> <p>委員任期：2年 （令和5・6年度）</p> <p>委員数：10人以内</p> <p>開催回数：1回予定／年度 （毎年度6月開催予定）</p>	<p>《協議内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの業務内容及び運営体制に関する事 ・成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関する事
--	--